

中部環境計量士会だより

2007年8月27日発行

第1号

【目 次】

・ 「中部環境計量士会だより」の発行について 1ページ
・ 2007年度総会報告 2ページ
・ 新会長あいさつ 5ページ
・ 2007年4月から現在までの主な行事 6ページ
・ 中部環境計量士会会則 添付

1 「中部環境計量士会だより」の発行について

中部環境計量士会では、これまで慢性的に会員数の漸減、世話人の不足による会運営負担の特定者への集中が解決すべき大きな課題になっていました。

そんな中で昨年には会設立の発起人であるとともに、長年会長として会を引っ張ってこられた杉山博夫氏が亡くなられ、加えて、杉山氏の強い要望に答えて会誌「緑野（みどりの）」の発行を、これまで引き受けていた山本幸一氏も体調を崩されて、編集委員長を辞することとなりました。

会誌「緑野」は中部環境計量士会の顔であり、また、会の活動を伝え、会員同士を結び付ける大切な手段です。会誌の発行ができなくなれば、中部環境計量士会の活動が良く見えなくなり会のまとまりが欠けてしまいます。

これまで20数年間に渡って、並大抵でない努力と忍耐力で会誌「緑野」を発行し続けてこられた山本幸一氏はじめ編集委員の方々のご努力とご苦労に深く敬意を表するとともに、今後も会誌発行の灯を消してはならない、という思いを強く抱いている次第です。しかしながら、これまでのような形で会誌「緑野」を発行していくことは、後を引き継ぐ者の力量不足や経費上の点で無理という結論になりました。

そこで、昨年12月15日に行なったアンケート調査の結果、中部環境計量士会の活動をこれからも続けてほしいという、会員の意向に基づく行事の見直しの中で、以下のように会誌を発行していけば、ということになりました。

- これまで会誌「緑野」を冊子の形で年2回発行してきたが、経費上、作成上の負担が大きいので、冊子としての発行は年1回とする。その代わり、この「中部環

境計量士会だより」を年2回程度発行することとする。

- 年1回発行する会誌「緑野」の構成は基本的に今までどおりとする。また、これまで発行した環境便利帳の続きも継続していきたいので、環境関係法令の概要紹介も会誌「緑野」に追加する。

以上のような会誌等にしていく予定ですが、会員の皆さんのが強いご支援をお願いするとともに、より良いものにしていくため、ご意見やご要望がありましたらどしどし編集委員までお寄せください。

2 2007年度総会報告

中部環境計量士会の総会及び講演会が平成19年7月28日（土）午後2時から大同特殊鋼㈱健保会館において、26名の出席会員と欠席だが委任状提出会員38名のもとで開催され、6議案が可決されました。以下にそれらの内容を簡単に紹介いたします。

○ 1号議案 2006年度事業報告

（2006年度の主な事業）

（1）2006年度総会

7月22日（土）午後1時30分から大同特殊鋼㈱健保会館で開催

（22名出席）

（2）講演会

総会後、同所で旭テクノグラス㈱サイテック事業部 百瀬文隆 氏が「ガラス計量器について」講演（22名参加）

（3）見学会

10月26日（木）午後1時30分から日本環境安全事業㈱豊田 PCB 廃棄物処理施設を見学（16名参加）

（4）勉強会及び忘年会

12月9日（土）午後2時30分から大同特殊鋼㈱健保会館で開催

・ 勉強会

テーマ1 「海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンターでの廃棄物処理状況」

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

則竹昌幸 氏、渡邊永策 氏

テーマ2 「JA あいちの活動及び食品リサイクルシステムについて」

JA あいち経済連 吉川真治 氏

・ 忘年会

勉強会終了後、同所で忘年会（15名参加）

(5) 機関誌「緑野」の発行

第44号(2006年10月)と第45号(2007年3月)を発行

(6) 「環境便利帳追補版」の発行

139冊印刷し、109冊を2006年度会費納入者に配布

(7) 会の存続調査

2006年12月に126名の会員にアンケート用紙を発送し、92名から回答、うち64名が存続希望(現時点では78名が会員を希望している)。

○ 2号議案 2006年度収支報告

平成18年度 収支決算報告書

自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日

単位:円

1. 収入の部

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
会 費	524,000	448,000	-76,000	4000×112
広告収入	0	0	0	
その他の収入	0	155	155	利息
前年度繰越	580,441	580,441	0	
合 計	1,104,441	1,028,596	-75,845	

2. 支出の部

科 目	予 算	決 算	増 減	備 考
総会費	60,000	12,800	-47,200	年内集会等は通途費・印刷費
役員会費	50,000	28,330	-21,670	
印 刷 費	250,000	298,315	49,315	緑野印刷
通 債 費	100,000	110,590	10,590	
勉強会費	50,000	34,860	-15,140	
事務局委託費	20,000	20,000	0	
雑 費	300,000	117,141	-182,859	レンタルサーバー賃料
予 備 費	274,441	0	-274,441	
次年度繰越	0	405,760	405,760	
合 計	1,104,441	1,028,596	-75,845	

○ 3号議案 2007年度役員選出

会長：大井民男

副会長：佐野教信、阪野二郎

幹事：粟生雅人、石川 創、石原好実、角脇 恵、黒木清篤、田中義身、新谷良

英、則竹昌幸、服部寛和、船坂鎌三、森島恒男、由利富士雄、吉田信夫

会計：近藤浩子、杉浦世紀子

会計幹事：小林良二

の各氏

○ 4号議案 2007年度行事計画

(1) 会員名簿の更新

- (2) 見学会
- (3) 勉強会・忘年会
- (4) 総会・講演会
- (5) ホームページの改正・充実
- (6) 会誌「緑野」等の発行
- (7) その他
 - ・会設立30周年記念事業について
 - ・「緑野」既発行分（創刊号～第45号）の整理と製本

○ 5号議案 2007年度収支予算

平成19年度 収支予算書(案)

自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月31日

1. 収入の部

科 目	平成18年度予算	平成19年度予算	増 減	備 考
会 費	524,000	280,000	-244,000	4000×70名
その他の収入	0	0	0	
前年度繰越	580,441	405,760	-174,681	
合 計	1,104,441	685,760	-418,681	

2. 支出の部

科 目	平成19年度予算	平成19年度予算	増 減	備 考
総 会 費	60,000	20,000	-40,000	会場費等
役員会費	50,000	30,000	-20,000	総務役員会等
印 刷 費	250,000	300,000	50,000	緑野印刷等
通 信 費	100,000	70,000	-30,000	会員発送料等
勉強会費	50,000	50,000	0	
事務局委託費	20,000	20,000	0	監理協事務局協力費
雑 費	300,000	100,000	-200,000	インターネット関係等
予 備 費	274,441	95,760	-178,681	
次年度繰越	0	0	0	
合 計	1,104,441	685,760	-418,681	

※平成20年度より会費収入の低下により、予算を見直す必要があります。

○ 6号議案 会則の一部改正（主な改正点）

- ・ 中部環境計量士会の所在場所を明示した（第1条）
- ・ 入退会手続きを追加した（第6条）
- ・ 幹事及び監事の数を変更した（第7条）
- ・ 相談役をなくし、顧問の選任及び権限を追加した（第8条）
- ・ 臨時総会の開催条件を追加し、総会成立条件を変更した（第9条）
- ・ 会の経費から寄付金を削除し、会費を徴収しない者に顧問を加えた（第14条）

（会則は末尾に添付）

3 新会長あいさつ

会長就任に当たって

大井民男

7月28日に開催された総会にて、中部環境計量士会会長の大任を仰せつかわりました。ご存知のように、本年中部環境計量士会の設立総会は1977年5月29日に開催され30周年を迎えました。本会は環境計量士会としては全国唯一の組織であり、機関誌「緑野」発行、環境施設・研究機関の見学、勉強会に講演会、そして、「環境便利帳」発行と盛り多くの活動を長年継続し続けてきました。このような歴史を有す本会の会長就任で責任の大きさに身の引き締まる思いです。

総会までの経緯を簡単に以下に述べます。

昨年8月長年本会を引っ張って来られました杉山会長がご逝去された後、正直余りにも故杉山氏の存在が大きかったため、会存続に責任を持ちきれない状態にあったかのように聞いています。そこで、今後会を「どうすべきか、どうしたいか」、「会行事企画運営への協力」などについて会員のみなさまに忌憚のない意見をもとめるアンケートを実施し、存亡も含め、その結果を尊重することとした。

常日頃なかなか行事や運営に参画できない方々も、会は存続させたいとの意見も多くだされた。一方、この際に脱会の意思の方も見えましたが、中部4県で幽靈会員を含まない70数名の参加で会を存続し活動する事で一致しました。本年5月会存続前提に会運営協力者などの参加のもと体制、イベントや会則など種々について討議する会合を開催した。新生計量士会に相応しく会則改正することや従来のイベントは運営者の負担を一部軽減する方向、更に、新体制の検討もおこない総会に諮る案としてまとめる事ができた。

総会にて、お話ししたことを進めたいと考えています。

2012年には、従来の活動に加え社会に会の存在をアピールできるようなイベントが継続実施されている。そして、そのことが契機ともなり若手の会員の入会もあり会員数増加している。

上記のような姿を達成するため、本年度は新企画を検討する幹事をあらたに設ける。また、本会の活動記事を載せできるだけ会員外にも見てもらえるようにホームページの見直し充実を強化する。そして、この姿を達成するため、新生の会を「楽しく、気軽に、明るく、をモットーにボランティア精神を持ち情報を発信しよう！」をスローガンとして運営していきます。

役員の方々と今まで以上に緊密に連絡意見交換し、肩肘張らずに楽しく語り合いながら運営していきます。会員におかれましても、時間の許す限り会行事に参画くださるようお願いします。そして、中部環境計量士会の特徴は現在環境計量に関わる仕事についていなの方もかなりみえ、ある意味異業種の交流会の機能も期待されていることです。毎年開催

の勉強会において異業種情報の発信も是非お願いします。

4 2007年4月から現在までの主な行事

- (1) 5月12日(土) 役員会 14時から
- (2) 7月28日(土) 2007年度総会 14時から
- (3) 7月28日(土) 講演会 15時30分から
「自動車部材のVOC測定方法について」
(株)カネカテクノリサーチ 佐藤勝二 氏
- (4) 8月10日(金) 大井新会長 (財)愛知県環境測定分析協会に就任あいさつ

編集後記

残暑厳しいおり、会員の皆様方はいかがお過ごしでしょうか。今年度から編集委員として石川、石原、黒木に、これまで編集委員長として緑野の発行に尽力されてこられた山本さんが加わって、会誌等の発行・編集業務を担当していくことになりました。何分不慣れで、不備な箇所が多く見受けられることと思いますが、会員仲間を結ぶ連絡便となって気楽な、しかし有意義なものにしていきたい、と編集委員一同考えておりますので、よろしくお願いします。

発行 中部環境計量士会 編集委員会 (責任者 石川)

〒460-0022 名古屋市中区金山1-2-4

アイディ・エリア 405号

(社) 愛知県環境測定分析協会

中部環境計量士会 Tel 052-321-3803

ホームページ <http://www.c-kankyou.com/>

中部環境計量士会会則

(名 称)

第1条 本会は、中部環境計量士会と称する。

2 本会は、事務所を社団法人愛知県環境測定分析協会内に置く。

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目2番4号

アイディエリア405

(目 的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員相互の技術向上及び情報の交換
- (2) 会員相互の親睦

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、事業を実施する。

(会 員)

第4条 本会は、愛知県、岐阜県、三重県内に在住又は勤務する環境計量士（国家試験合格者を含む）のうち、本会の目的に賛同するものを以って組織する。

(特別会員)

第5条 本会は、役員会の決定及び総会の承認により会員資格以外の者を特別に会員にすることができる。

(入退会)

第6条 入会並びに退会しようとする者は、その旨を本会に届け出なければならない。

- 2 入会は、入会申込書により会長が承認する。
- 3 退会は、役員に退会の旨を連絡し、会長がこれを承認する。
- 4 会費を3年間連続して納入しない会員は、その翌年度から退会したものとみなす。

(役 員)

第7条 本会には、次の役員を置き、役員会と称する。

会長	1名
副会長	2名以内
幹事	20名以内
会計	2名
監事	1名

2 役員は、総会において会員の互選により選出するものとし、その任期は1年間とする。但し、再選は妨げない。

(顧 問)

第8条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、総会の承認を受ける。
- 3 顧問は、会の運営について意見を述べることができる。

(総会)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長がその必要を認めたとき、及び会員の3分の1以上が要求したときに開催する。
- 4 総会の議長は、出席者のうちから選任する。
- 5 総会は、会員の3分の1以上の参加（委任状を含む。）をもって成立し、総会の議決は、出席者の過半数の賛成により決せられるものとする。

(付議事項)

第10条 定期総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算報告
- (2) 事業計画案及び収支予算案
- (3) その他本会の運営に関する事項

(運営)

第11条 本会の運営は、総会の趣旨に基づき役員会が計画、実行し、事業計画を推進する。

(会計)

第12条 本会は、会員の会費及びその他の収入により運営する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第14条 会費は、会員より徴収し、会費は年額4,000円とする。但し、顧問及び特別会員からは徴収しない。

(附則)

第15条 本会の会則は、定期総会又は臨時総会において改正することができる。

制定 昭和52年5月29日

改正 昭和57年5月23日

改正 昭和58年5月21日

改正 昭和61年5月18日

改正 平成元年5月28日

改正 平成19年7月28日